

## 佐久穂町緊急経済対策飲食店等経営継続支援金

町では、新型コロナウイルス感染症拡大で影響を受けている事業者を支援するため支援金を支給します。

### 支援対象事業者（引き続き経営継続する事業者）

- 飲食店・喫茶店
- 宿泊施設
- 農林水産物製造加工事業者
- タクシー事業者

主たる事業を対象とし、1事業者1回限りの交付となります。

**対象期間**：令和2年11月～令和3年3月（期間内のいずれかの月対象）

**比較期間**：平成30年11月～平成31年3月又は令和元年11月～令和2年3月

**支援金額**：1事業者あたり最高30万円

- 対象期間と比較期間での同月比で売上げが**30%以上減少**の事業者 **30万円**
- 対象期間と比較期間での同月比で売上げが**20～30%未満減少**の事業者**20万円**
- 令和2年4月以降の創業者 **10万円** ※商工観光係へご相談ください。

**申請期限**：令和3年4月30日(金)まで

**申請方法**：申請書を関係書類を添えて産業振興課商工観光係へ申請してください。

### ○添付書類

町内に事業所等があることを証明する書類の写し(確定申告書の写し等)

比較期間と対象期間の同月比で減少が確認出来る帳簿書類等の写し